

別紙

(1) 冷却ベスト、空調作業服として市販されている製品とする。

(2) 次のものを助成対象とする。

●ペルチェベスト

●電動ファン付き作業服

(3) 当協会が助成対象と認めるもの。

(4) 中古品およびレンタル品は助成の対象としない。

(5) 次のものは助成の対象としない。

●ファン、バッテリー、ケーブル、充電器など、付属品のみの購入

●作業着、ベストなど、服のみの購入

●保冷剤にて冷却する製品

●接触冷感のインナー類